

新しい建設生産システムの構築に向けて

* 藤原 要



1. はじめに

公共工事に関しては、平成17年度に相次いで発生した談合問題に対して、一般競争入札の拡大等の一連の対策が講じられてきたが、一方で、公共事業投資の急激な減少に伴って工事の受注を巡る価格競争が激化し、いわゆるダンピング入札が急増するとともに、手抜き工事や下請業者・労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されている。

このような状況から、平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、総合評価方式の適用拡大等が進められてきた。また、平成18年度には「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」が設置され、公共工事の調達システム全体の見直しについて検討がなされてきた。

本稿では、今、求められている新しい建設生産システムの方向性について、同懇談会における議論を中心に述べたい。

2. 現状の建設生産システムにおける課題

これまでの建設生産システムは、指名競争入札における「好循環」を前提に、例えば、発注者は監督・検査において要点だけを確認することで一定の品質を確認できるなど、発注者における効率的な工事の調達等を可能としてきた。

一般競争入札の拡大は、手続の透明性・競争性の向上に寄与する一方で、企業にとって、指名競争入札に比べ当該工事の成績が以後の受注機会に結びつきにくいことから、当該工事における利益を優先した安全管理や品質確保に対する配慮が十分でない等施工能力の劣る企業や不誠実な企業が競争へ参加しやすくなるとともに、良い仕事をする優良な企業の受注機会が減少するデメリットも指摘されている。

また、工事の施工段階においては、受注者との

信頼関係を前提として実施してきた現行の要点だけの監督・検査では、設計ミスや不可視部分での工事の手抜きの発見が事実上不可能である等、現行の制度・体制では質の高い調達が十分に担保できない恐れがある。また、受注者の資格審査や登録の制度も指名競争入札を前提としたものとなっている。

このように、指名競争入札から一般競争入札への入札・契約制度の転換と急激な適用範囲の拡大は、現行の建設生産システムでは対応しきれない様々な問題を引き起こしている。さらに、公務員の定員削減や行政事務の多様化・増大も進んでいることから、現在の発注者の体制の面も十分に考慮した上で、これらの環境の変化に適応する建設生産システムの再構築が急務となっている。

3. 新しい建設生産システムの基本的方向

発注者責任を果たすための建設生産システムを再構築するためには、専門化・複雑化している受注者の施工体制の確認も含め、発注者が施工等の各段階を厳重に監視する仕組みとともに、良い仕事をした企業には次の競争参加機会を拡大し、問題を引き起こした企業には適切なペナルティを加えるといった「信賞必罰」によるインセンティブに基づいて企業自らが品質確保に努める仕組みを構築し、これらの仕組みをバランスよく組み合わせることで、指名競争入札における「好循環」のような循環システムを構築することを基本的な方向であるといえる。

具体的には、①昨今のいわゆるダンピング受注や設計ミス、施工不良等の増加による品質低下の懸念等、喫緊の課題への対応策として、個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み（小循環）、②透明性・競争性の高い調達制度を前提に、良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等報われるように企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み（中循環）、③建設生産システム全体（調査～計画～設計～施工～維持管理）を通じて各段階の経験が着実に次の

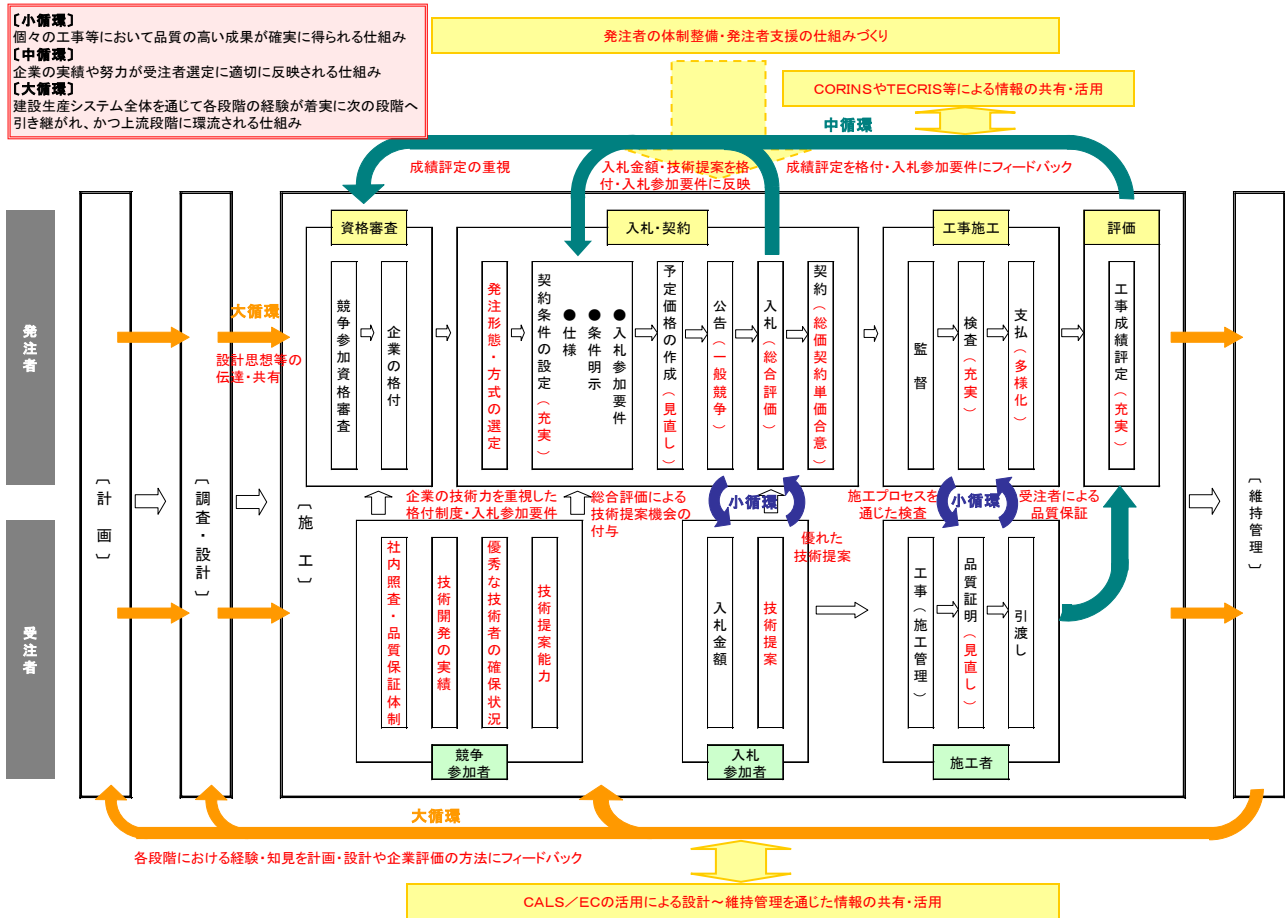


図-1 新しい建設生産システム

段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み（大循環）を構築し、システム全体の継続的な改善を図るPDCAの機能を確保することが必要である。

これら大・中・小の循環が機能する新しい建設生産システムのイメージを図-1に示す。

4. 現在の取り組みの状況

新しい建設生産システムの構築に向けて取り組むべき課題は多岐にわたるが、発注者懇談会の専門部会等においては、優先的に取り組むべき課題より順次、具体的な検討を進めている。その主なものとしては、

- (1) 受注者との信頼関係を前提としたこれまでの限定的な監督・検査から、施工プロセスを通じた検査の枠組みへの転換
- (2) 企業評価においてこれまで以上に重要性が高まる工事成績評価の厳正化
- (3) 企業の能力・体制等について多面的に企業の評価を実施し、適正な競争参加機会の確保につながる仕組みの構築

- (4) 個々の調達においてより優れた企業を選定するための総合評価方式のさらなる拡充と改善
- (5) 工事の品質確保の前提となる設計業務の質の向上

などである。本特集でこれらを報文に示すことで、目指している新しい建設生産システムの姿を理解して頂ければと考えている。

5. おわりに

現在の建設生産システムは、直営から請負へと調達形態が変遷する中、発注者自らが作るという基本的な考えをそのままに形成されてきた。新しい建設生産システムの構築には、発注者側の体制の現状等を踏まえながら、調達のプロとしての発注者が果たすべき役割は何かを問うことが非常に重要である。この答えを探りながら、残された多くの課題に対して取り組んでいくこととしている。

参考文献

- 1) 「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」中間とりまとめ、2006年9月